

那覇市公報

第 1 5 3 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 平成22年(2010年)10月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示
について(総務課)..... 574
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)..... 574
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)..... 576
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)..... 578
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)..... 582
- 平成22年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)(財政課)
..... 584
- 平成22年度那覇市一般会計補正予算(第4号)(財政課)..... 585

公 告

- 住民票の職権削除の公示について(市民課)..... 585
- 一般競争入札について(管財課)..... 586

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿の縦覧場所について..... 587
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について..... 587
- 特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について..... 588
- 選挙人名簿の縦覧場所について..... 588

告 示

那覇市告示第124号

平成22年10月22日

掲 示 済

平成22年（2010年）10月那覇市議会臨時会に付議する事件
の追加告示について

平成22年（2010年）10月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 不発弾等問題の早期解決に関する意見書
- 2 議員派遣について

那覇市告示第125号

平成22年10月22日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式 (第 1 9 条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年10月15日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年10月15日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○沖縄県那覇市 [REDACTED] 上記照会対象に関して、契約の有無を調査し、 (1) 契約 (利用開始) 年月日 (2) 契約者 (事業者の場合は名称、屋号又は商号) 住所、氏名、生年月日 (3) 料金の請求先 (4) 料金支払い方法 (口座振替の場合は、利用金融機関名、口座名義人、種別、番号) (5) 過去6ヶ月間の利用状況等 (6) 現在、契約無き場合は、前契約者の(1)～(5)について (7) その他参考事項 について
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課 又は提供先	愛知県名東警察署 司法警察員 警視 立岩 智博
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 1 2 6 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年10月19日

那覇市長 様

実施機関 消防長 富 平 智



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 140 件
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年 10月 19日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	平成22年8月1日から、平成22年9月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、事故種別が交通事故、労働災害、加害によるもの 2、搬送年月日 2、氏名 3、生年月日 5、発生場所 6、収容医療機関 7、受傷形態
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による (実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

那覇市告示第 1 2 7 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式 (第 1 9 条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 10 月 19 日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 10 月 19 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○沖縄県那覇市 [REDACTED] 上記所在地に係る水道使用契約の有無あれば 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 3 使用者の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 4 料金支払人の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 5 支払い方法 (銀行口座引き落としであれば銀行名、口座番号、口座名義人) 6 料金請求書の送付先 (住所、宛名) 7 その他参考事項 尚、上記所在地に複数の契約がある場合には、その旨を記載
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 西盛 能央
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式 (第 1 9 条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 10 月 19 日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 10 月 19 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○沖縄県那覇市 [REDACTED] 上記所在地に係る水道使用契約の有無あれば 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 3 使用者の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 4 料金支払人の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 5 支払い方法 (銀行口座引き落としであれば銀行名、口座番号、口座名義人) 6 料金請求書の送付先 (住所、宛名) 7 その他参考事項 尚、上記所在地に複数の契約がある場合には、その旨を記載
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 西盛 能央
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式 (第 1 9 条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年10月19日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年10月19日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○沖縄県那覇市 [REDACTED] 上記所在地に係る水道使用契約の有無あれば 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 3 使用者の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 4 料金支払人の住所、氏名 (法人であれば法人名)、生年月日、連絡先 5 支払い方法 (銀行口座引き落としであれば銀行名、口座番号、口座名義人) [REDACTED] 6 料金請求書の送付先 (住所、宛名) 7 その他参考事項 尚、上記所在地に複数の契約がある場合には、その旨を記載
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 西盛 能夫
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 1 2 8 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 10月 25日

那覇市長 様

那覇市長 翁 長 雄 様



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	市民協働推進課 電話 内2313
業 務 の 名 称	沖縄県都市交通災害共済組合加入申込書郵送業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年10月25日から平成23年3月31日まで
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	沖縄県都市交通災害共済組合加入申込者に、次年度の案内を送付するため、対象者の世帯コード・世帯主氏名・個人コード・カナ氏名・漢字氏名・生年月日・住所・方書を利用する。
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例 第9条第一項 第5号による (類型1に基づく)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	なし
所 管 部 課	市民文化部 (局) 市民協働推進課 交通安全グループ 電話 (内2313)

那覇市告示第 1 3 1 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 5 日

平成 22 年 (2010 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市土地
地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年度那覇市土地地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 22 年度那覇市の土地地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,300 千円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,014,592 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 315,000	千円 4,140	千円 310,860
	1 真嘉比古島第二 国庫補助金	315,000	4,140	310,860
4 繰入金		1,362,119	13,440	1,375,559
	2 真嘉比古島第二 繰入金	1,245,651	13,440	1,259,091
歳 入 合 計		2,005,292	9,300	2,014,592

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地地区画整 理事業費		1,971,251	9,300	1,980,551
	4 真嘉比古島第二土地 地区画整理費	1,970,584	9,300	1,979,884
歳 出 合 計		2,005,292	9,300	2,014,592

那覇市告示第132号

平成22年11月15日

平成22年(2010年)10月那覇市議会臨時会で議決された平成22年度那覇市一般会計補正予算(第4号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成22年度那覇市一般会計補正予算(第4号)

平成22年度那覇市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
宇栄原市営住宅第2期建替事業 (工事請負費)(建築工事課)	平成23年度から 平成24年度まで	2,423,660
宇栄原市営住宅第2期建替事業 (工事監理)(建築工事課)	平成22年度から 平成24年度まで	37,200

公 告

那覇市公告第198号

平成22年10月25日

掲 示 済

住民票の職権削除の公示について

住民票の職権削除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

ただし、職権削除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 2 0 4 号

平成 2 2 年 1 1 月 4 日

掲 示 済

一般競争入札について

那覇市所有の次の土地を個々に売却するため、一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する物件

那覇市泊3丁目1番26 宅地 217.33㎡

那覇市泊3丁目19番11 宅地 51.75㎡

計 269.08㎡

那覇市若狭3丁目6番26 宅地 104.02㎡

那覇市壺川1丁目16番15 宅地 242.77㎡

2 入札参加資格は地方自治法施行令第167条の4の規程によるとともに、市町村税の滞納がないこととします。

3 入札の日時及び場所

日 時 平成22年12月15日(水) 午後2時

場 所 那覇市役所銘苅庁舎3階 第2研修室

4 入札案内書の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。入札参加申込受付けは、平成22年11月30日(火)午後5時15分で終了します。

5 入札参加者は、見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、市長の指示どおり納付しなければ入札に参加できません。

6 予定価格は

の物件については、29,800,000円です。

の物件については、12,500,000円です。

の物件については、12,800,000円です。

落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とします。

7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 落札者は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用途に利用すること。

10 その他詳細は「土地売却に伴う一般競争入札実施要領」によります。

問い合わせ先 : 那覇市総務部管財課

電話 098-862-9904

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第26号

平成22年11月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成22年12月3日から同年12月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第27号

平成22年11月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成22年12月3日から同年12月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第29号

平成22年11月2日

掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成22年11月28日執行の沖縄県知事選挙において、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第59条の5の4第7項の規定により、告示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、平成22年11月6日とする。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

那覇市選挙管理委員会告示第30号

平成22年11月2日

掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定(永久選挙人名簿)により、平成22年11月11日(木)に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

縦覧の場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階

那覇市選挙管理委員会事務局